

日野町資源回収促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物のうち資源として再利用できるものを集団で回収事業を実施する町民の団体に対して、補助金を交付することにより、資源回収活動を奨励し、ごみの減量化、資源の有効利用を通じ省資源、環境保全に対する町民意識を高めることを目的とする。

(補助金対象団体)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日野町内にある営利を目的としない公共的団体であって、自治会（その名称にかかわらず、地域住民が地縁に基づいて結成された団体をいう。）、PTA、子供会、青年会、老人会、婦人会等の町民団体（以下「回収団体」という。）とする。
- (2) 町長が特に必要と認めた場合は、前項に規定する団体以外のものについても交付対象とすることができる。

(対象品目)

第3条 補助金の交付対象となる回収品目は、一般家庭から排出される次の各号に掲げるものとする。

- (1) 紙類（新聞紙、雑誌、段ボール）
- (2) 繊維類（古着、布きれ）
- (3) 容器類（牛乳パック）
- (4) 廃食油

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において回収団体が回収量の実績に応じて別表に掲げる額とし、補助金に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

(補助金の交付申請と額)

第5条 補助金を受けようとする回収団体は、日野町資源回収促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に資源回収業者発行の取引伝票（様式第2号）または買上明細書を添付して、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請が適正であると認めるときは、申請者に交付の決定をしたことを交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その回収団体から既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は町長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

別 表

区 分	補助金の額
紙類、繊維類および容器類	回収量 1 キログラムにつき 3 円
廃食油	回収量 1 リットルにつき 2 5 円